

令和2年度広野こども園児募集について

令和2年度広野町立広野こども園の入園児を次のように募集します。

●対象年齢

- 5歳児 平成26年4月2日から平成27年4月1日までに生まれた児童
- 4歳児 平成27年4月2日から平成28年4月1日までに生まれた児童
- 3歳児 平成28年4月2日から平成29年4月1日までに生まれた児童
- 2歳児 平成29年4月2日から平成30年4月1日までに生まれた児童
- 1歳児 平成30年4月2日から平成31年4月1日までに生まれた児童
- 0歳児 平成31年4月2日から令和1年10月1日までに生まれた児童

●申し込み期間・受付時間

令和元年11月1日(金)から令和元年11月29日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)
※受付期間以降は、広野こども園にお問い合わせください。午前8時30分～午後5時

●保育時間

- 1号認定
…午前8時00分～午後1時30分(月～金)
(春・夏・冬の長期休業期間有り)
- 2号認定(短時間)
…午前7時30分～午後3時30分(月～金)

- 2号認定(標準時間)
…午前7時30分～午後6時30分(月～金)
- 3号認定(短時間)
…午前7時30分～午後3時30分(月～金)
- 3号認定(標準時間)
…午前7時30分～午後6時30分(月～金)
- *土曜日は午前7時30分～正午までとなります。(2・3号認定のみ)
- ◎1号認定の預かり保育
 - ・都合により、家庭での保育が困難な場合など下記により実施いたします。
 - ・預かり保育日時
…長期休業期間を除く平日のみ
午前7時30分～午前8時
…長期休業期間を除く平日のみ
午後1時30分～午後6時30分
 - ・預かり保育料…30分毎に100円加算
 - ・長期休業中の預かり保育も平日8時間まで実施いたします。
- ◎2・3号認定(短時間)の延長保育
 - ・延長保育日時
…平日のみ 午後3時30分～午後6時30分
 - ・延長保育料
…30分毎に100円加算

問 広野こども園 ☎0240-27-2345
広野町役場 こども家庭課 ☎0240-27-2115

令和2年度広野町児童館入館申し込みを受け付けます

- 対象児童 小学校新1年生から新6年生
- 募集定員 80人
- 受付期間 令和元年11月1日(金)～11月29日(金)(土日祝日は除く)
午前9時15分～午後5時まで
- 入館基準及び費用
 - 【登録児童】入館申し込みが必要となります。
 - ・保護者が就労により家庭に不在のため、年間を通して児童館を利用する児童
 - ・毎月、利用料550円、おやつ代2,000円、保護者会費300円の負担があります。
 - ・申請書類配布および申し込み場所
広野町児童館
(広野町中央台一丁目六番地)
広野町役場こども家庭課
(広野町大字下北迫字苗代替35)

問 広野町児童館 ☎0240-27-3288
広野町役場 こども家庭課 ☎0240-27-2115

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準以下の年金受給者の方の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは日本年金機構(年金事務所)が実施します。

●施行日

令和元年10月1日

●対象となる方

- 老齢基礎年金を受給していて以下の要件をすべて満たしている方
- ✓65歳以上である
- ✓世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
- ✓年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

- 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給していて以下の要件を満たしている方
- ✓前年の所得額が約462万円以下である

●請求手続き

- ①平成31年4月1日以前から年金を受給している方
対象となる方には、日本年金機構から請求手続きのご案内が9月上旬から送付されています。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)を記入して提出してください。
- ②平成31年4月2日以降に年金を受給し始めた方
年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

●よくあるご質問(Q&A)

- Q1. 給付金は1回だけしか受け取れないのでしょうか。
- A1. 給付金は恒久的な制度なので、支給要件を

満たしている限り継続して受け取ることができます。

- Q2. 振込はいつですか。年金と一緒に振り込まれるのですか。
- A2. 年金と同じく、偶数月の中旬に前月分までが振り込まれます。本制度は令和元年10月1日から施行されるため、初回の振込は令和元年12月中旬となります。
なお、令和元年12月までに請求された場合、制度が始まる令和元年10月分からの支給となります。令和2年1月以降に請求が遅れますと、請求した月の翌月分からの支給となりますので、速やかな請求手続きをお願いします。また、給付金は年金と同じ口座、同じ日に、年金とは別に振り込まれます。(通帳には2つの振込が記載されることとなります。)

- Q3. 給付金を受け取るためには毎年手続きが必要ですか。
- A3. 給付金を受け取っている方で引き続き支給要件を満たしている場合、翌年以降のお手続きは原則不要です。
ただし、支給要件を満たさなくなったことにより、一度給付金を受け取れなくなった方が、その後再び支給要件を満たしたことにより給付金の支給を受けようとする場合は、改めて認定請求の手続きが必要となります。

問 「年金生活者支援給付金専用ダイヤル」
☎0570-05-4092(ナビダイヤル)
050から始まる電話でおかけになる場合は
☎(東京)03-6700-1165
平年金事務所 ☎0246-23-5611
健康福祉課 保険年金係 ☎0240-27-2113